

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち目次の改正規定中「第七十二条 第八十三条」を「第四十七条 第五十四条」に、「第八

十四条 第九十二条」を「第五十五条 第六十二条」を

「第四章 雑則（第七十二条 第八十三条）」

第五章 罰則（第八十四条 第九十二条）」

「第四章 生産者の所得の確保に係る措置（第四十七条）」

を 第五章 雑則（第四十八条 第五十五条）

に改める。

第六章 罰則（第五十六条 第六十三条）」

第一条中第一条の改正規定及び第二条の改正規定を次のように改める。

第一条中「麦が」の下に「国民に安定的に供給されるべき」を加え、「計画的な」を「適正かつ円滑

な」に、「並びに政府」を「政府」に改め、「売渡しの措置」の下に「並びに主要食糧の生産者の所得の確保に係る措置」を、「もって」の下に「主要食糧の自給率の向上及び主要食糧の生産活動が有する主

要食糧の供給の機能以外の多面にわたる機能の充実に寄与し、あわせて」を加える。

第二条第一項中「、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推

進」を削る。

第一条のうち第二章第二節第一款及び第二款の改正規定中第五条並びに第六条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(生産調整方針の作成)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針(以下「生産調整方針」という。)を作成することができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という。)の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置

(生産調整方針に関する助言及び指導)

第六条 国は、生産調整方針を作成しようとする生産出荷団体等に対し、その作成及び適切な運用のため

に必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一条のうち第二章第二節第一款及び第二款の改正規定中第九条を次のように改める。

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の生産を行う者に対し、その生産した米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項各号に掲げる業務を行うほか、同項第一号の規定による貸付けに係る貸付金の弁済に代えて取得した米穀を政府に売り渡すものとする。

第一条のうち第二章第二節第一款及び第二款の改正規定のうち第十条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、第十一条第一項中「第九条第一号」を「第九条

第一項第一号」に改め、第十三条中「第九条第一号」を「第九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、第十五条及び第十六条第一項第一号中「第九条各号」を「第九条第一項各号」に改め、第十七条第一項中「第九条第一号」を「第九条第一項第一号」に改める。

第一条のうち第六十条第一項の改正規定中「買受資格者」を「第四十八条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）」に改める。

第一条のうち第六十条を第三十条とし、同条の前に一条を加える改正規定中第二十九条を次のように改める。

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行うものとする。

2 政府は、機構から、第九条第二項の規定による米穀の売渡しの申込みがあつた場合には、政令で定めるところにより、当該米穀の買入れを行うものとする。

3 政府は、前項の規定により機構から買入れた米穀又は当該米穀以外の米穀であつて農林水産省令で

定める期間在庫として保有したものについて、主食としての用途以外の用途に供するために、農林水産省令で定めるところにより、売渡しその他の措置を講ずるものとする。ただし、米穀の供給が不足した場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第一条のうち第六十四条を改め、同条を第三十三条とする改正規定及び第六十九条を改め、同条を第四十条とする改正規定中「第二十九条から前条まで」を「第二十九条第三項及び前三条」に改める。

第一条のうち第七十一条を改め、同条を第四十六条とする改正規定中「同条を」を「第三章中同条を」に改める。

第一条のうち第七十二条を第四十九条とし、同条の前に二条を加える改正規定中「第四十九条」を「第五十条」に改め、第四十八条を第四十九条とし、同改正規定のうち第四十七条第一項中「第五十八条」を「第五十九条」に改め、同条を第四十八条とする。

第一条のうち第七十三条を第五十条とし、第七十四条を第五十一条とする改正規定中「第五十条」を「第五十一条」に、「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第一条のうち第七十五条を改め、同条を第五十二条とする改正規定中「第五十二条」を「第五十三条」に

改める。

第一条のうち第七十六条を改め、同条を第五十三条とする改正規定中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

第一条のうち第七十七条及び第七十八条を削り、第七十九条を第五十四条とし、第八十条から第八十二条までを削る改正規定中「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第一条のうち第八十四条を改め、同条を第五十五条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第五十六条を第五十七条とする。

第一条のうち第八十六条を改め、同条を第五十七条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「第五十七条」を「第五十八条」に改め、同改正規定のうち第五十九条中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第六十条とし、第五十八条中「第四十七条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第一条のうち第九十条を改め、同条を第六十条とする改正規定中「第五十五条」を「第五十六条」に、「第六十条」を「第六十一条」に改める。

第一条のうち第九十一条を改め、同条を第六十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「第六十一条」を「第六十二条」に改め、同改正規定のうち第六十二条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第二号中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第六十三条とする。

第一条に次の改正規定を加える。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 生産者の所得の確保に係る措置

第四十七条 政府は、主要食糧の生産者の所得を確保するため、政令で定めるところにより、主要食糧の生産のために現に利用されている農地の面積を基準として算定した金額を主要食糧の生産者に支払っために必要な交付金の交付に関する措置を講じなければならない。

2 前項の政令においては、支払の対象となる生産者の範囲、支払うべき金額及び交付金の交付の対象となる者その他の同項の措置に関する必要な事項について定めるものとする。

3 政府は、毎年、第一項の規定による措置の実施状況を公表するものとする。

4 政府は、第一項の措置を講ずるに当たって、広報活動等を通じて、主要食糧の安定供給の重要性及び

主要食糧の生産活動が有する主要食糧の供給の機能以外の多面にわたる機能に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

附則第一条ただし書中「、附則第三条及び附則第八条」を「及び附則第七条」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条中「第二十九条」を「第二十九条第一項及び第二項」に改め、「（米穀の政府買入れに係るものに限る。）」を削り、同条を附則第四条とする。

附則第六条第一項及び第二項中「第四十七条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条中「附則第四条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第八条を附則第七条とし、附則第九条を附則第八条とし、附則第十条を附則第九条とする。

附則第十一条のうち第七条の三の改正規定中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条のうち別表第一第一〇・〇六項の改正規定中「第四十九条第一項」を「第五〇条第一項」に改め、同条を附則第十條とする。

附則第十二条を附則第十一条とする。

附則第十三条のうち別表第一の改正規定中「第二十九条」を「第二十九条第一項若しくは第二項」に改め、同条を附則第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検討）

第十三条 政府は、主要食糧以外の農産物の生産者の所得を確保するための制度について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度約一兆一千億円の見込みである。